平成２４年（フ）第４４７号
北九州市小倉南区上吉田３丁目22番21―502号
債務者　石井　豊治
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４７７号
北九州市小倉南区守恒本町１丁目16番２―301号
債務者　堀　　茂雄
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第１０７号
宮崎県延岡市松原町４丁目8847番地９　吉田病院生活訓練施設　はまぼう荘、住民票上の住所宮崎県日向市江良町１丁目92番地１
債務者　黒木富美男
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月27日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２４年（フ）第１４２号
盛岡市永井９地割20番地１、旧住所盛岡市津志田南１丁目４番26号　グランドミールＢ棟201号
債務者　中塚　祥智
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２４年（フ）第１５７号
神戸市西区伊川谷町有瀬1094番地の７、前住所大阪市淀川区東三国３丁目11番16―217号
債務者　小上知津子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１６５号
兵庫県明石市上ノ丸２丁目６番37号　セレノ上ノ丸102号、前住所兵庫県西宮市松生町８番５号　エスポワール夙川101号
債務者　平野健一郎
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
神戸地方裁判所明石支部破産係

平成２４年（フ）第１７号
兵庫県篠山市野中87番地41
債務者　宅和　紀子
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
兵庫県篠山市油井398番地４
債務者　波多野かおり
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２４年（フ）第８８号
佐賀県武雄市武雄町大字武雄4027番地３　枯木塔アパート６号
債務者　中山美千代
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月28日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２４年（フ）第２１０号
北九州市門司区栄町10番12―412号
債務者　栗原　一夫
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４５６号
北九州市小倉北区今町３丁目17番22―702号
債務者　徳重　陽二
1　決定年月日時　平成24年７月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４７２号
北九州市八幡西区日吉台３丁目３番19号
債務者　橋本　　忍
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４８１号
北九州市小倉南区上吉田３丁目20番３―504号
債務者　小椋　栄蔵
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第４８２号
北九州市小倉南区上吉田３丁目20番３―504号
債務者　小椋　良江
1　決定年月日時　平成24年７月27日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月１日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２４年（フ）第９６号
青森県弘前市大字西ケ丘町11番地11
債務者　長内ふじ子
1　決定年月日時　平成24年７月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月３日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１４１号
広島県福山市津之郷町大字津之郷46番地９、旧住所広島県福山市松永町６丁目10番59号
債務者　佐藤　　誠
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月４日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第１２８号
青森市大字牛館字岡部９番地３、申立時の住所青森市原別７丁目２番39号
債務者　工藤　　嶺
1　決定年月日時　平成24年７月27日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月５日まで
青森地方裁判所民事部破産係